

○国土交通省告示第七百五十四号

建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第四十二号）の施行に伴い、及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第一条の二第一項第七号の規定に基づき、建築士法施行規則第十条第一項第六号の国土交通大臣が定める実務を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築士法施行規則第一条の二第一項第七号の国土交通大臣が定める実務を定める件</p> <p>第一 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「規則」という。）第一条の二第一項第七号に規定する国土交通大臣が定める実務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる業務の補助の実務（単なる記録の作成に関するものを除く。）</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が同法第十三条の評価員に実施させる同法第七条第一項の評価の業務</p> <p>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の規定により同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う同法第十二条第一項及び第二項並びに同法第十三条第二項及び第三項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務</p> <p>ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十四条第一項の規定により同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行う特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価の業務</p> <p>ニ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第七条第一項第三号イに掲げる業務（貸付金に係る建築物又は建築物の部分の工事の審査に係るものに限る。）及び同号ロに掲げる業務</p> <p>ホ 平成二十年国土交通省告示第三百八十三号第一条第三号の現場検査員として行う同告示第一条第二号の現場検査の業務</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築士法施行規則第十条第一項第六号の国土交通大臣が定める実務を定める件</p> <p>第一 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「規則」という。）第十条第一項第六号に規定する国土交通大臣が定める実務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 消防長又は消防署長が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条第一項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務</p>

二 次に掲げる工事（建築物に係るものに限る。）の施工の技術上の管理に関する実務

イ とび・土工・コンクリート工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）別表第一に掲げるとび・土工・コンクリート工事をいい、鉄骨の組立てを行うもの又はコンクリート造の建築物の柱若しくははりを設置するものに限る。）

ロ タイル・れんが・ブロック工事（建設業法別表第一に掲げるタイル・れんが・ブロック工事をいう。）

ハ 鋼構造物工事（建設業法別表第一に掲げる鋼構造物工事をいう。）

ニ 鉄筋工事（建設業法別表第一に掲げる鉄筋工事をいう。）

ホ 内装仕上工事（建設業法別表第一に掲げる内装仕上工事をいい、建築物の修繕又は改修に係るものに限る。）

ヘ 建具工事（建設業法別表第一に掲げる建具工事をいい、カーテンウォールに係るものに限る。）

ト 解体工事（建設業法別表第一に掲げる解体工事をいい、建築基準法第六条第一項第四号に規定する建築物に係るものを除く。）

三 消防長又は消防署長が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条第一項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務

四 建築行政に関する実務（国の職員としての職務に係るものを除く。）

五 地方公共団体が行う住宅に関する技術上の調査、審査、評価その他これらに類する業務に関する実務

六 地方公共団体が行う都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業（建築物の整備に関するものに限る。）の施行に関する実務（第四号に掲げるものを除く。）

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校において令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一一号イか

二 建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）に関する実務

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

らホまでに定める講義又は演習の講師として従事する実務

八 建築物に係る研究開発に関する実務（公正な第三者が関与して公表されるものに限る。）

九 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が規則第一条の二第二項第一号から第六号までに掲げる実務と同等以上の知識及び能力を要すると認める実務

2 学校教育法による大学院（第四項において単に「大学院」という。）の課程（建築に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所その他の施設で行う実習（次項において「実務実習」という。）に係る単位を次の表の上欄に掲げる単位数修得した者にあつては、当該課程の在学期間のうち同表下欄に掲げる年数を規則第一条の二第一項の建築に関する実務の経験とする。

単位数	年数
三十単位以上	二年
十五単位以上三十単位未満	一年

3 実務実習に関連して必要となる科目の単位を修得したときは、その修得した単位の単位数を前項の単位数のうちに加えることができる。

4 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き大学院、学校教育法による大学の専攻科又は同法による高等専門学校専攻科（いずれも建築に関するものに限る。以下「大学院等」という。）に在学している者（当該大学院等に入学する以前に正規の建築に関する課程又は正規の土木の課程を修めて卒業した者及びこれに準ずる者に限る。）が施行日以後に当該大学院等を修了又は卒業し、かつ当該大学院等における研究が建築に関するものであると認められる場合にあつては、その者の当該大学院等における在学期間は、二年を限度として規則第一条の二第一項に規定する建築に関する実務の経験とする。

（新設）

（新設）

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院（第四項において単に「大学院」という。）の課程（建築に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所その他の施設で行う実習（第三項において「実務実習」という。）に係る単位を次の表の上欄に掲げる単位数修得した者にあつては、当該課程の在学期間のうち同表下欄に掲げる年数を規則第十条第一項の建築に関する実務の経験とする。

単位数	年数
三十単位以上	二年
十五単位以上三十単位未満	一年

3 実務実習に関連して必要となる科目の単位を修得したときは、その修得した単位の単位数を前項の単位数のうちに加えることができる。

4 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き大学院、学校教育法による大学の専攻科又は同法による高等専門学校専攻科（いずれも建築に関するものに限る。以下「大学院等」という。）に在学している者（当該大学院等に入学する以前に正規の建築に関する課程又は正規の土木の課程を修めて卒業した者及びこれに準ずる者に限る。）が施行日以後に当該大学院等を修了又は卒業し、かつ当該大学院等における研究が建築に関するものであると認められる場合にあつては、その者の当該大学院等における在学期間は、二年を限度として規則第十条第一項に規定する建築に関する実務の経験とする。

附 則

この告示は、建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。